

録画機能付CTYデジタルチューナーを利用した放送サービスに関する利用規約

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」といいます。）は、録画機能付CTYデジタルチューナー（以下機器の呼称として「楽録」といいます。）を利用した放送オプションサービス（以下サービスの呼称として「楽録」といいます。）をこの利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき提供します。

第1条（提供の開始）

CTYと加入者との間の楽録の提供は、「株式会社シー・ティー・ワイ デジタルチューナーサービス加入契約約款」（以下「デジタルチューナーサービス契約約款」といいます。）に基づく加入者が、本利用規約の内容を了承した上でCTYに対して楽録の申込みを行い、CTYが承諾したときに提供を行うものとします。

第2条（楽録の利用および課金開始日）

楽録の利用開始日は、楽録の設置工事完了日とします。課金開始日は、工事完了日の属する月の翌月からの起算といたします。

第3条（楽録の解約）

楽録の解約日は、楽録がCTYに返却された日（または指定業者による工事完了日）とします。

第4条（最低利用期間）

楽録の最低利用期間は、楽録利用料の支払開始日より1年とします。

第5条（最低利用期間内の違約金）

最低利用期間内に楽録の解約があった場合は、次により計算した違約金をCTYが別途定める期日までにCTYが指定する方法によりお支払いいただきます。

2 違約金は、解約があった日の属する月の翌月から起算して、利用料支払開始月の12ヶ月後の月までの期間に対する月額楽録利用料の合計額（違約金＝900円×1年に満たない月数）を支払っていただきます。

第6条（機器の利用、保管等）

加入者は、本利用規約の各条項及びCTYの指示に従って楽録を善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2 加入者は、楽録の転貸、改造・改変、及び申込時に届出のあった設置場所以外への移転を行ってはならないものとします。

3 前項に違反した加入者の、楽録から生ずるあらゆる損害に対して、CTYは責任を負わないものとします。

4 加入者は、楽録に故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨をCTYに通知し、CTYの指示に従うものとします。

5 加入者の責に帰すべき事由により楽録に故障、滅失、毀損等が生じたときは、CTYは、加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

第7条（免責事項）

加入者による楽録の利用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、CTYは何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

2 楽録の交換、故障、滅失、毀損、不具合等、あらゆる原因により、正常に録画ができなかった場合の補償、録画した内容の損失、及び直接・間接の損害に関して、CTYは一切の責任を負わないものとします。また楽録を修理した場合（ハードディスク以外の修理を行った場合も含む）においても同様とします。

第8条（本利用規約の変更）

CTYは、本利用規約の変更についてデジタルチューナーサービス契約約款を準用するものとします。この場合、楽録の提供条件は、変更後の本利用規約によります。

第9条（協議等）

本利用規約に定めのない事項については、デジタルチューナーサービス契約約款を適用するものとします。

2 加入者及びCTYは、本利用規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

※表記の金額は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

2014年2月1日改定

2020年4月1日改定